

令和6年第2回臨時市議会議案

岸和田市

## 令和6年第2回臨時市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第3号	専決処分の報告について	P. 3
議案第42号	専決処分の承認を求めるについて (岸和田市市税条例の一部改正について)	P. 27
議案第43号	令和6年度岸和田市一般会計予算	別冊
議案第44号	令和6年度岸和田市一般会計補正予算(第1号)	P. 43

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和6年4月25日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 専決処分第7号

市長の専決処分事項に関する条例等の一部改正について

市長の専決処分事項に関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年3月29日処分

岸和田市長 永 野 耕 平



市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例

(市長の専決処分事項に関する条例の一部改正)

第1条 市長の専決処分事項に関する条例（昭和42年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1号中「第243条の2の2第4項」を「第243条の2の8第4項」に改める。

(岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(岸和田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 岸和田市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



専決処分第8号

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に  
係る手数料に関する条例等の一部改正について

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する  
条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年3月29日処分

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例  
等の一部を改正する条例

(岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表備考第3項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(岸和田市建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号ウの表以外の部分並びに同表備考第1項及び第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



専決処分第9号

岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について

岸和田市建築基準法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年3月29日処分

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項並びに第6条第1号イ及び第9号中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 専決処分第11号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年4月10日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

### 記

損害賠償の発生原因	金 額
原動機付自転車転倒による 自動車破損事故	134,750円 (車両修繕費)



専決処分第12号

岸和田市上水道事業給水条例の一部改正について

岸和田市上水道事業給水条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年4月10日処分

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

岸和田市上水道事業給水条例（平成9年条例第31号）の一部を次のように改正する。  
第14条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



専決処分第13号

岸和田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

岸和田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年4月10日処分

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第42号

### 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和6年4月25日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



専決処分第10号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年3月31日処分

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「地縁団体及び政党等の法人について」を「市長が当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合」に改め、同条第4項中「においては」を「には」に改める。

第77条第2項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「において特別な理由があると認めるものについて」を「が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改める。

第115条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第115条第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第9条の4中「第21条の2第2項」を「第21条の2第9項」に改める。

附則第9条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第9条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第9条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第19条、第21条から第22条の2まで、附則第5条第2項、附則第9条第1項、附則第9条の3の2第1項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の2第9項、第41条の5第1項及び前条の規定の適用については、第21条の2第9項及び前条中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第41条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第9条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第9条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第9条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第31条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第30条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははなないものとし、第30条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第30条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、

当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては、第3期納期においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてははその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においてははその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第41条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第9条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第41条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第9条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第41条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項

において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第41条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその

者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第41条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第9条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第41条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」と

いう。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第41条の5第2項の規定により読み替えられた第41条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第41条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第9条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第41条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第9条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第19条、第21条から第22条の2まで、附則第5条第2項、附則第9条第1項、附則第9条の3の2第1項及び附則第9条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第10条第2項中「前条」を「附則第9条の4」に改め、同条第3項中「第22条の2第1項」の次に「、附則第9条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第22条の2

第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第9条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第10条第2項及び」と、前条中「附則第9条の4及び」とあるのは「附則第9条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第13条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第19項を削り、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を同条第23項とし、同条第25項を同条第24項とする。

附則第14条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第15条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に

改める。

附則第16条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第17条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第19条中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「令和3年改正法」を「令和6年改正法」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第20条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第21条第4項を削る。

附則第22条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第26条中「又は第4項」を削る。

附則第28条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第30条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第30条の2及び附則第30条の3中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第30条の4及び附則第30条の5中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第31条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第34条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第34条の2中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第37条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第38条中「令和3年改正法附則第14条第1項」を「令和6年改正法附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第39条の2第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第39条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第40条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第41条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第44条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第44条

第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第45条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第46条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第46条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第46条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第46条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第46条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第46条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第46条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第46条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第9条の5及び附則第9条の8の規定の適用については、附則第9条の5第1項及び附則第9条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第46条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。



## 議案第44号

### 令和6年度岸和田市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度岸和田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126,804千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,615,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

令和6年4月25日提出

岸和田市長 永野耕平



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		4,110,208	△126,804	3,983,404
	01 基金繰入金	3,909,576	△126,804	3,782,772
歳入合計		86,742,133	△126,804	86,615,329

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,404,577	△126,804	7,277,773
	01 総務管理費	6,051,628	△126,804	5,924,824
歳 出 合 計		86,742,133	△126,804	86,615,329

第2表 継続費補正

(変更分)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
02 総務費	01 総務管理費	庁舎建替事業	千円		千円	千円		千円
			9,405,620	令和5年度	0	0	令和5年度	0
				令和6年度	126,089		令和6年度	0
				令和7年度	3,842,619			
				令和8年度	18,963			
				令和9年度	3,593,003			
				令和10年度	1,097,602			
	令和11年度	727,344						



各會計事項別明細書



一 般 会 計



1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	4,110,208	△126,804	3,983,404
歳入合計	86,742,133	△126,804	86,615,329

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
02 総務費	7,404,577	△126,804	7,277,773
歳出合計	86,742,133	△126,804	86,615,329

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	△126,089	△715
0	0	0	△126,089	△715

2 歳 入

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	4,110,208	△126,804	3,983,404
01 基金繰入金	3,909,576	△126,804	3,782,772
01 財政調整基金繰入金	1,700,000	△715	1,699,285
04 岸和田市庁舎建設基金繰入金	126,089	△126,089	0

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 財政調整基金繰入金	△715	財政調整基金繰入金	△715 (財政課)
01 岸和田市庁舎建設基金繰入金	△126,089	岸和田市庁舎建設基金繰入金	△126,089 (庁舎建設準備課)

### 3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,404,577	△126,804	7,277,773	0	0	△126,089	△715
01 総務管理費	6,051,628	△126,804	5,924,824	0	0	△126,089	△715
08 財産管理費	409,823	△126,804	283,019	0	0	△126,089	△715

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
01 報酬	△108	110800		01 報酬	△108
08 旅費	△28	庁舎建替事業 (庁舎建設準備課)	△126,804	非常勤職員報酬	△108
10 需用費	△36			08 旅費	△28
11 役務費	△543			費用弁償	△17
12 委託料	△126,089			普通旅費	△11
				10 需用費	△36
				消耗品費	△36
				11 役務費	△543
				手数料	△543
				12 委託料	△126,089
				設計、測量等委託料	△126,089



- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
- 2) 補正予算給与費明細書



1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更分)

(一般会計)

款	項	事業名		全 体 計 画						前前年度 未までの 支出額 千円	前年度末 までの 支出 (見込)額 千円	当該年度 支 出 予 定 額 千円	当該年度 未までの 支 出 予 定 額 千円	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額 千円	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率 %			
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一般財源		
						特 定 財 源												
						国庫支出金 千円	府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円									
02 総	01 総	庁 舎 建 替	変 更 前	5	0					0					0.00			
				6	126,089				126,089	0			126,089	126,089		1.34		
				7	3,842,619			2,822,600	1,020,019	0					3,842,619	40.86		
				8	18,963			14,200	4,763	0					18,963	0.20		
				9	3,593,003			2,694,700	898,303	0					3,593,003	38.20		
				10	1,097,602			916,100	181,502	0					1,097,602	11.67		
				11	727,344			503,500	223,844	0					727,344	7.73		
		計	9,405,620	0	0	6,951,100	2,454,520	0	0	0	126,089	126,089	9,279,531	100.00				
		費	費	業	後	5	0					0					0.00	
						6	0					0						0.00
						計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00



2) 補正予算給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	長 等	人 4	千円	千円 41,280	千円 22,262	千円 63,542	千円 12,632	千円 76,174	
	議 員	24	173,883		73,030	246,913	50,943	297,856	
	そ の 他	1,376	133,498			133,498		133,498	
	計	1,404	307,381	41,280	95,292	443,953	63,575	507,528	
補 正 前	長 等	4		41,280	22,262	63,542	12,632	76,174	
	議 員	24	173,883		73,030	246,913	50,943	297,856	
	そ の 他	1,379	133,606			133,606		133,606	
	計	1,407	307,489	41,280	95,292	444,061	63,575	507,636	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0	0	0	0	
	そ の 他	△ 3	△ 108			△ 108		△ 108	
	計	△ 3	△ 108	0	0	△ 108	0	△ 108	

